

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】令和5年4月19日(2023.4.19)

【公開番号】特開2021-172700(P2021-172700A)

【公開日】令和3年11月1日(2021.11.1)

【年通号数】公開・登録公報2021-053

【出願番号】特願2020-75483(P2020-75483)

【国際特許分類】

C 08 L 21/00(2006.01)

10

C 08 L 61/06(2006.01)

C 08 K 3/36(2006.01)

C 08 L 83/04(2006.01)

C 08 L 27/12(2006.01)

C 09 K 3/10(2006.01)

F 16 J 15/10(2006.01)

【F I】

C 08 L 21/00

C 08 L 61/06

20

C 08 K 3/36

C 08 L 83/04

C 08 L 27/12

C 09 K 3/10 G

C 09 K 3/10 M

F 16 J 15/10 X

【手続補正書】

【提出日】令和5年4月11日(2023.4.11)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

30

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

少なくともフッ素エラストマー又はシリコーンエラストマーを含むエラストマーと、  
粉体のフェノール樹脂と、  
粉体のシリカとを含むことを特徴とするエラストマー組成物。

【請求項2】

請求項1において、

40

前記エラストマーは、フッ素エラストマー及びシリコーンエラストマーの一方又は両方  
だけからなることを特徴とするエラストマー組成物。

【請求項3】

請求項1において、

前記エラストマーは、フッ素エラストマーであることを特徴とするエラストマー組成物  
 。

【請求項4】

請求項1～3のいずれか1つにおいて、

前記フェノール樹脂の粒径は、20μm以下であることを特徴とするエラストマー組成物。

50

**【請求項 5】**

請求項 1 ~ 4 のいずれか 1 つにおいて、

前記エラストマー 100 質量部に対する前記フェノール樹脂及び前記シリカの配合量は、それぞれ 1 質量部以上で且つ 30 質量部以下であることを特徴とするエラストマー組成物。

**【請求項 6】**

請求項 1 ~ 5 のいずれか 1 つのエラストマー組成物を架橋成形してなるシール材。

**【請求項 7】**

請求項 1 ~ 5 のいずれか 1 つのエラストマー組成物を架橋成形してなる半導体製造装置用のシール材。

10

20

30

40

50